

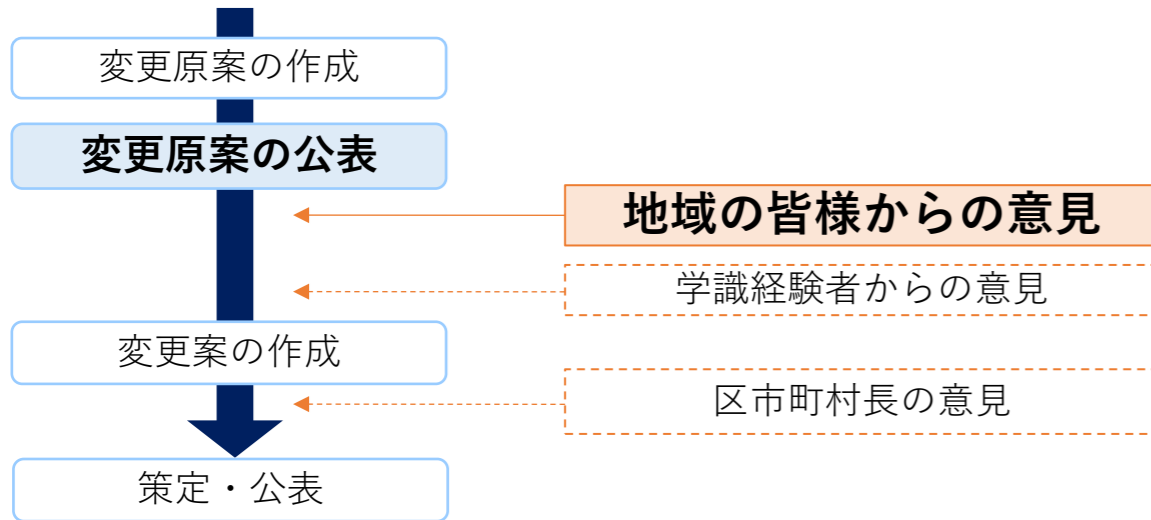
## 河川整備計画とは

河川整備計画とは、計画的に河川の整備を進める区間について、具体的な川づくりを明らかにする計画です。河川法では、河川整備計画の案の作成にあたり、必要に応じて地域の皆様の意見を反映させるために必要な措置を講ずることと定められています。（河川法第16条の2）

## 計画対象期間

計画対象期間は、概ね30年間とします。

## 河川整備計画策定の流れ



## ご意見の募集について

- 意見募集期間：令和8年5月15日（金曜日）から令和8年6月15日まで（月曜日）
- 意見提出方法：①専用フォーム ②Eメール ③郵送 ④閲覧場所の意見箱への直接投函  
※詳細につきましては、下記のQRコードもしくはURLよりご覧ください。  
※口頭や電話での受付はいたしかねますのでご了承ください。



河川整備計画(変更原案)の詳しい内容、  
ご意見の応募はこちらから

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/river/jigyo/kasenseibikeikaku>

【問い合わせ先】東京都建設局河川部計画課

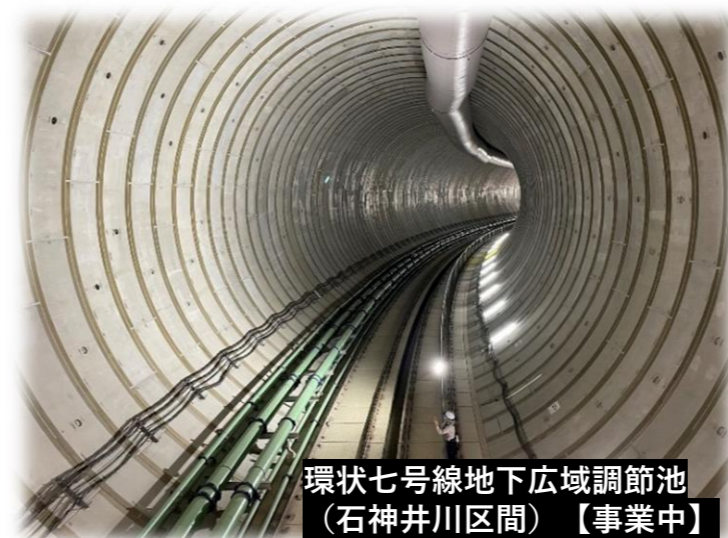
住所：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話：03-5320-5414 メール：S0000384@section.metro.tokyo.jp

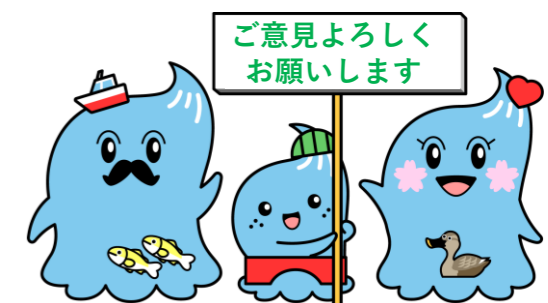
HPに加えて、下記の場所でも閲覧可能です。（開庁時間のみ）

- 閲覧場所：東京都建設局河川部計画課、第一建設事務所、第二建設事務所、第三建設事務所、第四建設事務所、第六建設事務所、北多摩南部建設事務所、千代田区役所、中央区役所、新宿区役所、文京区役所、台東区役所、世田谷区役所、渋谷区役所、中野区役所、杉並区役所、豊島区役所、北区役所、荒川区役所、練馬区役所、武蔵野市役所、三鷹市役所

# 神田川流域河川整備計画(変更原案)へのご意見を募集します



東京都建設局河川部



## 神田川流域とは

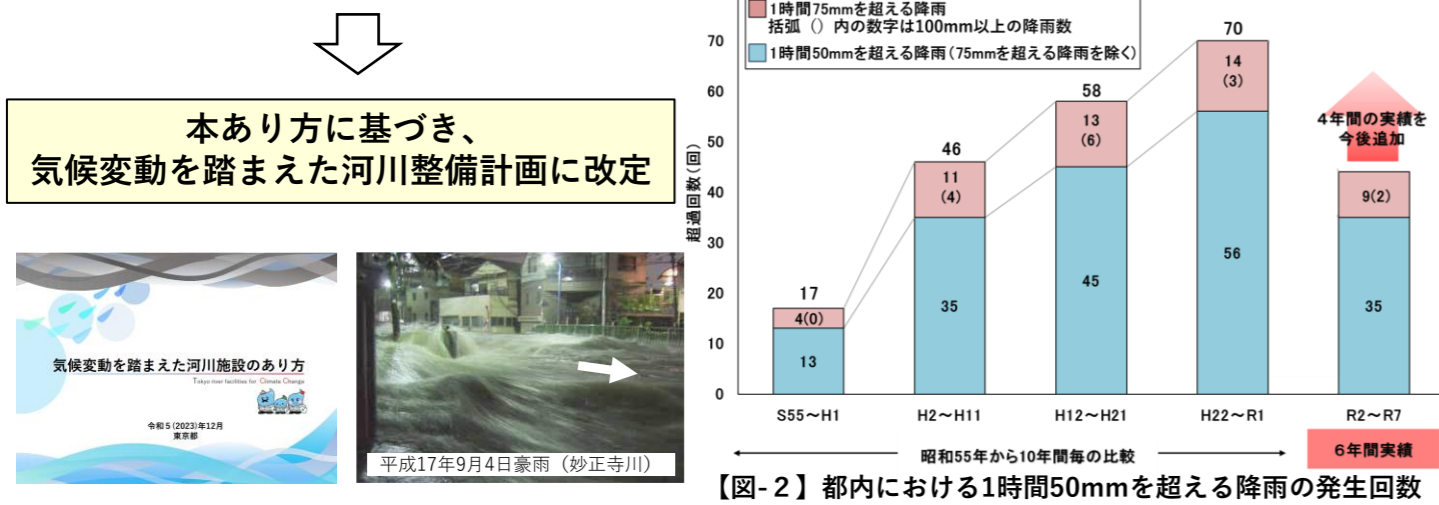
神田川は、その源を東京都三鷹市にある井の頭池に発し、善福寺川、妙正寺川を合流しながら東京都の中心部を流れ、下流部で日本橋川を分派したのち、隅田川に合流する流域面積約105km<sup>2</sup>、河川延長24.6kmの一級河川です。



## 河川整備計画の変更の考え方

### ●気候変動を踏まえた河川整備について

- ▶ 近年、全国では計画規模を超える豪雨により甚大な被害が発生（都内の傾向は【図-2】参照）
- ▶ 気候変動の影響による降雨量の増加や海面上昇、台風の強大化など、風水害リスクの増大が懸念
- ▶ こうした背景から、都では「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を策定（令和5年12月）



### ●洪水対策の考え方

将来の気候変動により増加する降雨に対して河川からの溢水を防止

【目標】年超過確率1/20規模の降雨×**1.1倍**（解析データ：大手町）

### ●高潮対策の考え方

将来の気候変動に伴う海面上昇や台風の強大化による高潮に対して河川からの溢水を防止

【目標】気候変動を考慮した伊勢湾台風級（930hPa）+ **海面上昇（0.6m）**

## 河川整備計画の主な変更点

### ●洪水対策

新たな目標降雨に対して、1時間あたり50mmまでは河道で対応をすることを基本に、これを超える降雨には調節池等や流域対策で対応します。【図-3】

本計画では、河道の整備や「調節池の整備」を進めるとともに、新たな取組として「地下河川の整備」を位置づけています。

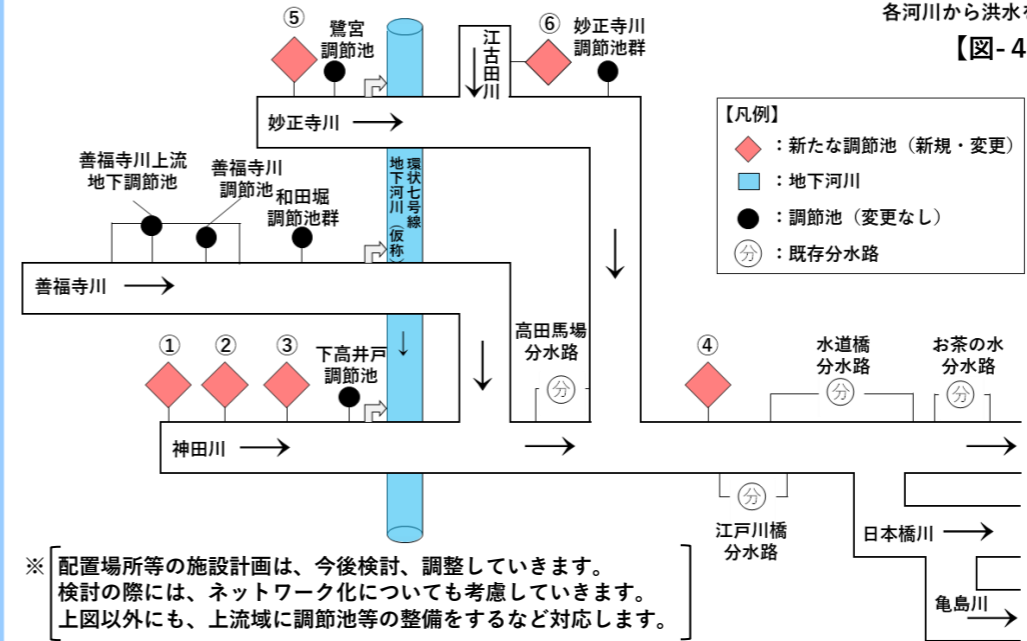
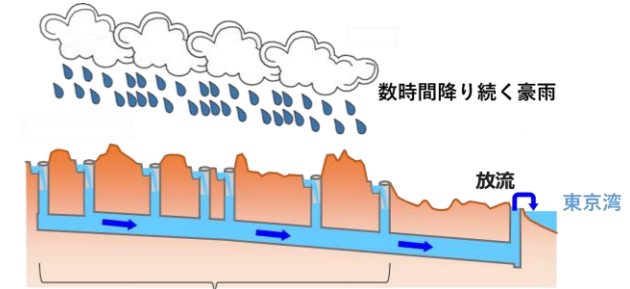
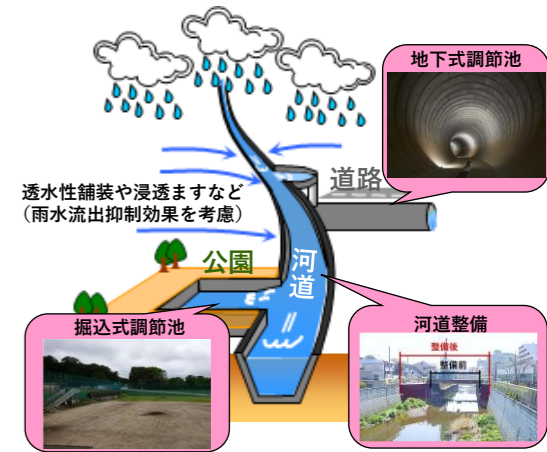
#### （調節池の整備）

これまで計画してきた調節池に加え、気候変動に対応する新たな調節池を整備していきます。【図-5】【表-1】

#### （地下河川の整備）

地下河川は、広域的に複数の河川から取水した洪水を東京湾に放流する施設となります。

放流先である東京湾まで地下河川となる地下トンネルを整備することにより、各河川から洪水を取水し続けることが可能となります。【図-4】



【図-5】変更計画における調節池等整備の概要

河川	番号	調節池容量（予定）
神田川	①	約5.2万m <sup>3</sup>
	②	約3.6万m <sup>3</sup>
	③	約10.1万m <sup>3</sup>
	④	約30.7万m <sup>3</sup>
妙正寺川	⑤	約10.7万m <sup>3</sup>
江古田川	⑥	約4.5万m <sup>3</sup>

【表-1】新規及び変更がある調節池一覧

### ●高潮対策

新たな目標としてA.P.+5.7mに対して安全であることとします。（現行目標：A.P.+5.1m）  
 <A.P.とは…荒川工事基準面を指し、都の河川における高さの基準です。>

※既に整備が完了した防潮堤等は、現在の気候変動の進行に対して、本計画の対象期間内（概ね30年間）では嵩上げ等を必要とせず、現在の施設で対応できる見込みです。

### ●総合的な治水対策

豪雨対策の更なる推進に向け、『流域治水』の考え方も踏まえ、ハード対策とソフト対策が連携した減災対策を進めていきます。【図-6】

